

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清瀬わかば会（以下「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員がその職務のため、理事会に出席したときは、報酬として日額5千円を支給し、法人業務を行う場合に実費費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬・賞与については、職員給与規程に定める額
 - (2) 退職手当については、独立行政法人医療福祉機構の算式により算出される額
 - (3) 通勤手当については、<職員給与規程第20条>の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、実費費用を支給する。
- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、<職員給与規程第3条>に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、処遇改善一時金が障害者福祉サービス報酬として処遇改善加算が行われる限りにおいて3月に支給する。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 5、000円